

令和元年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人伯耆の国
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	令和元年11月18日・19日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

(総評)

- ・過去の指摘事項と同様の指摘事項があるので、改善に向けて取り組むこと。
- ・一部の規程について、実態と齟齬があるので、早急に見直しを行い、改正すること。

	文書指摘事項	是正・改善状況報告
1	<p>平成30年10月26日開催の評議員会議事録について、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名の記名押印がなかった。</p> <p>また、議事録の作成に係る職務を行った者の氏名が記載されていなかった。</p> <p>については、評議員会議事録の作成について、議事録の作成に係る職務を行った者の氏名を記載し、定款第14条第2項の規定に基づき、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名が記名押印すること。</p> <p>(法第45条の11、規則第2条の15、定款第14条第2項)</p>	<p>次回評議員会から、議事録の作成に係る職務を行った者の氏名を記載し、定款第14条第2項の規定に基づき、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名が記名押印する。</p>
2	<p>理事及び監事の任期について、定款第19条第1項に「選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで」と規定しているが、令和元年6月12日に選任された理事及び監事の任期の終期を令和2年度定時評議員会の終結の時までとして委嘱し、就任承諾書を徴していた。</p> <p>については、理事及び監事については評議員会の承認を得て、正しい任期で委嘱し、就任承諾書を徴すること。</p> <p>(法第45条、定款第19条第1項)</p>	<p>次回評議員会から、理事及び監事については評議員会の承認を得て、正しい任期で委嘱し、就任承諾書を徴する。</p>
3	<p>職員の旅費のうち日当について、旅費規程に定める額が支給されていないものが見受けられた。</p> <p>については、旅費規程に定める額の日当を支給すること。</p> <p>なお、本件については、過去も同様の</p>	<p>旅費規程に定める額を支給する。今後については、明確な根拠となるよう旅費規程を改定する予定である。</p>

	指摘をしており、必ず改善すること。 (旅費規程第3条別表1)	
4	借入金について、残高証明書と貸借対照表の借入金の額が一致していなかった。 については、預金残高調整表を作成し適正に管理すること。 (経理規程第10条)	約定返済日が、銀行休業日であったため返済元金を未払金へ計上していたもの。今後は適正に管理する。
5	預り金(その他)について、平成30年度末で残高△1,000円が発生していた。 については、発生原因を究明の上、清算すること。	発生原因は、必要な科目を計上せず他科目で処理をしていたことに起因しており、既に精算済である。
6	保育園拠点について、平成28年度及び平成29年度の指定管理料の精算分は過年度分であるにもかかわらず、経常的な事業活動による支出としていた。 については、その他の活動による支出に計上すること。 なお、小区分の勘定科目については、勘定科目を追加できるので適切な科目で計上すること。 (会計省令第16条第3項)	過年度分の精算分は、その他の活動による支出に計上した。今後、同様の処理が必要な場合は、その他の活動による支出に計上する。
7	特養拠点のゆうらくサービス区分から公益事業区分の南部町地域共生社会実現拠点受託事業拠点区分(サービス区分)への事業区分間貸付金(借入金)が年度内に補てんされていなかった。 については、施設報酬を主たる財源とする資金を他の社会福祉事業等又は公益事業若しくは収益事業へ一時繰替使用することは差し支えないが、繰替えて使用した資金は、当該年度内に補てんしなければならないので留意すること。 なお、本件については、前回も同様の指摘をしており、必ず改善すること。 (老発第188号第2の3(4))	令和元年度は、繰替えて使用した資金は、当該年度内に補てんした。今後は年度内に処理する。